

「精神科看護職の倫理綱領 改定版(案)」に関するパブリックコメントの募集について

令和3年4月1日

近年、精神科領域におきましては、看護職がかかわる倫理的課題の社会問題化やこれまでとは異なる形での倫理的課題がみられるようになりました。また精神科看護職の活動の場も広がりを見せております。このことを受けまして、2004年に作成されました「精神科看護倫理綱領」の見直しを進めてまいりました。

そこで、このたび、「精神科看護倫理綱領」の見直しに伴い、精神科看護の現場や精神科看護にかかわりのある方々の意見を取り入れ、多角的に内容を検討する目的で、パブリックコメントとして皆様からの意見を募集いたします。

提出していただいた意見は十分に考慮し、反映できるものは意見に基づき案を修正いたします。なお、提出していただいた意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

1. 趣旨

「精神科看護倫理綱領」の見直しに際しましては、ご参加いただいた外部委員からの客観的な意見を取り入れつつ、今の時代に即した内容になるよう作成を進めております。

精神科看護の現場で働かれている皆様、かかわりのある方はどなたでも意見をお寄せください。

2. 実施期間

令和3年4月1日(木曜日)～令和3年4月20日(火曜日)

3. 対象となる資料

本 PDF2 ページ目以降の「精神科看護職の倫理綱領 改定版(案)」をご参照ください。

意見の提出方法

『ナーシング・スター』4月号に同梱したご案内では、提出先としてメールアドレスを指定しておりましたが、変更いたしました。申し訳ございませんが、以下の「意見入力フォーム」をご使用になり、意見をご提出ください。

記入された個人情報は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

<https://www.secure-cloud.jp/sf/1616984475NlqccRjM>

お問い合わせ先

一般社団法人日本精神科看護協会

事務局：窪田・金子

電話：03-5796-7033(代)

精神科看護職*1の倫理綱領 改定版(案)

(前文)

精神科看護職は精神的健康について援助を必要としているすべての人々を対象として、精神科看護の専門的知識と技術を活用し、自律性の回復と、その人らしい生活を営めるよう支援することを目指す。この援助・支援は、個人の尊厳と権利擁護を理念として行われなければならない。

また、精神科看護では、精神的健康の保持・増進を図るほか、精神疾患の早期発見・早期介入と健康回復、精神疾患の治療およびリハビリテーション、精神障害を持つ人が地域で安心して安全に暮らすための生活支援、精神障害に関する啓発活動等を行うことを通して、社会に貢献することも求められている。

精神科看護は、このような多様な領域での実践や研究を基盤に政策提言を行うことで国民の精神保健の充実、向上に寄与するものでなければならない。

人は本来、生命、自由および幸福追求に対する権利、その他の人権を有し、個人として尊重されるべき存在であり、障害や疾病、文化的背景・価値観・信条等により制約を受けることなく、敬意がこめられた看護を受ける権利がある。

しかし、精神科医療では、非自発的入院や、隔離・身体拘束などの行動制限が法律に規定されていることからわかる通り、人権の制限を行わざるを得ない状態となった場合に、制限の中で治療や看護が行われることがある。そのため、精神科看護職は、安心・安全な医療の提供や医療の質の保証をしなければならない。それに加えて、対象となる人々を個人として尊重し、治療・看護のあらゆる局面においてアドボケート*2としての役割を担わなければならないという強い自覚が必要である。

本倫理綱領は、精神科看護職一人ひとりが自らを律し、かつ所属する組織が自浄能力を発揮して、精神科看護の質を維持・向上させるための看護実践の際の規範を示すものとして作成された。また、精神科看護職の責任を明示し、精神科看護職を社会的存在として正当に評価してもらうための社会への意思表示でもある。

1 本倫理綱領の「精神科看護職」は、精神科看護の現場で働くものすべてを指す

2 対象となる人々のためにその権利を代弁・擁護して、権利を実現させるための代弁擁護者のこと

(倫理指針)

(1) 人権尊重

精神科看護職は、いついかなる時でも、対象となる人々の基本的人権を尊重し、個人の尊厳を傷つけることなく、権利を擁護する。

(2) 善行

精神科看護職は、対象となる人々の自己決定を尊重しつつ、最善の利益に基づいて共に考え、最善と思われる看護を提供する。

(3) 無危害

精神科看護職は、対象となる人々に、危害を及ぼしてはならない。また、危害が及ぶのを防ぎ、アドボケートとして行動する。

(4) 知る権利、自律、自己決定の尊重

精神科看護職は、対象となる人々の知る権利を尊重し、説明責任を果たすとともに、意思形成、意思決定を支援する。

(5) 守秘義務

精神科看護職は、職務上知り得た情報に関する守秘義務を遵守し、個人情報を保護する。

(6) 自己管理

精神科看護職は、看護を提供するうえで必要な自分自身の体調管理を行い、自己の意思で感情、思考、行動を制御できる状態を保つよう努力する。

(7) 人格の陶冶^{とうや}*3

精神科看護職は、看護という仕事を誇りあるものとするために、看護職として日々の行動の是非をわきまえて、社会の信頼と期待に応えられるよう良識ある態度を示す。

(8) 継続学習

精神科看護職は、専門職の責務として、個々人が看護実践、および継続した学習を行い、看護にかかわる能力を維持・向上できるよう努力する。

³ 人の性質や能力を円満に育て上げること。育成。人間のもって生まれた素質や能力を理想的な姿にまで形成することをいう。「教育」が人間の成長に関する包括的な概念であるのに対して、「陶冶」は、知的・道徳的・美的・技術的諸能力を發展させることによって、よりよい人間を形成しようとすることである(日本大百科全書より)

(9) 看護の探究・発展

精神科看護職は、実践の構築、および看護研究により、対象となる人々に有益な看護を探究し、精神科看護の発展に貢献する。

(10) 多職種連携

精神科看護職は、対象となる人々が、その人らしく地域で生活できるよう、当事者、および家族とその団体、他の専門職・各種団体との連携を図る。

(11) 社会貢献・正義

精神科看護職は、精神障害に関する正しい知識の普及やこころの健康づくりに寄与する。また、障害等の種類や有無を問わず、だれもが差別なく受け入れられ、安心して暮らせる社会の実現に貢献する。

(12) 法や制度改正等に向けた政策提言

精神科看護職は、専門職能人として社会の要請に応えられるよう、専門職組織を通じて対象となる人々の権利擁護や、精神科看護の水準向上、価値の発展のために政策提言等を行い、より良い制度の確立に貢献する。